

平成25年度 京都府入札制度等検討委員会（第2回） 議事概要

開催日時及び場所	平成26年2月28日（金） 午前10時～12時 京都平安ホテル 朱雀	
出席委員氏名（職業）	委員 <small>おきた やすひこ</small> 沖田 康彦（京都府商工会連合会会長） 委員 <small>かわかつ たけし</small> 川勝 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね えいじ</small> 関根 英爾（ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）） 委員 <small>やました のぶこ</small> 山下 信子（弁護士）	
議 事 概 要	<p>1 開会 [<small>にしむら</small> あいさつ（西村総務部副部長）]</p> <p>◇ 議事に先立ち、委員長の選出が行われ、<small>くすのき しげき</small> 楠 茂樹委員（上智大学法学部准教授：今回欠席）が再選された。委員長不在による職務代理は川勝委員が指名され、議事進行された。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 公共事業に関する最近の状況について</p> <p>(2) 平成25年度 入札契約制度の見直しについて</p> <p>(3) 入札の実施状況等について</p> <p>(4) 予定価格の事後公表対象工事の拡大について</p> <p>(5) 作業員等の時間拘束を伴う業務委託に係る最低制限価格の設定について</p> <p>(6) その他</p> <p>◇ 平成25年度における入札制度改革にかかる報告・検証結果を中心とした議論を行った。</p> <p>◇ 予定価格の事後公表対象工事を、受注者の技術力が期待される4,500万円以上の全建設工事に拡大することについて、委員から意見を聴取した。</p> <p>◇ 作業員等の時間拘束を伴う業務委託に係る最低制限価格の設定を行うことについて、委員から意見を聴取した。</p> <p>◇ 各委員から出された意見を踏まえ、今後も継続して検証を行うこととした。</p>	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙
2 議事

(1) 公共事業に関する最近の状況について

意見・質問	回 答 等
<p>◇担い手育成が必要とされている「技能労働者」の定義は何か。</p> <p>◇近年における公共事業量の減少率と比較して、事業者数の減少率が低い理由は何か。</p> <p>◇入札制度の改正が、地域を支える建設業者の減少を食い止め、下支えとなっている面はあるのか。</p> <p>◇ダンピング対策とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>◇大工、鉄筋・型枠工、重機運転員等、現場で実際に作業を行う労働者が技能労働者として位置付けられています。</p> <p>◇収益率が下がりながらも事業を継続させたり、農林分野等、他業種への多角化等を進めながら事業を継続させる事業者もあり、事業者数の減少が抑えられているものと考えています。</p> <p>◇事業者を施工能力等によりランク分けし、ランクに応じた発注を行うなど、地元の中小・零細企業にも発注できるよう配慮しており、地域を支える事業者の下支えとなっていると考えています。</p> <p>◇ダンピング受注は、工事の品質や労働者の賃金に悪影響があると考えており、低入札調査価格や最低制限価格を設定し、それ以下の価格で応札した業者に対しては、厳格調査の実施や失格等の対策を行っています。</p>
<p>◇国による公共事業拡大の反動減を見据え、業界においても、いわゆる護送船団方式の復活ではなく、引き続き効率化を図るべきである。</p> <p>◇国の政策や経済状況等の外的ショックに振り回されないような方向性を、行政も業界も持つておくべきである。</p>	

(2) 平成25年度 入札契約制度の見直しについて

意見・質問	回 答 等
<p>◇府の建設事業者における社会保険未加入率ほどの程度か。</p> <p>◇入札不調対策としてのフレックス工期導入などの緩和策による効果はどうか。</p> <p>◇一人親方の社会保険加入状況はどうか。</p> <p>◇設計単価の引上げが末端の労働者賃金まで反映</p>	<p>◇府内の建設業許可事業者のうち、3つの社会保険全てに加入していない事業者は2%程度です。昨年7月以降、未加入事業者は入札参加を認めないこととしたため、府の入札参加資格登録業者については、未加入はほぼなくなりました。</p> <p>◇2月に年度末の繁忙期に技術者配置を不要とするフレックス工期を導入し、事業者からも評価いただいております。不調・不落対策として効果があったものと考えています。</p> <p>◇社会保険は常時5名以上の労働者を雇用している事業所に加入義務があることから、一人親方は対象外となっています。</p> <p>◇応札額が低入札調査基準価格を下回った場合、下請を含む労働者の賃金資料の提出を求めるなど、厳格な調査を実</p>

<p>させるようにする必要が あるのではないか。</p>	<p>施しています。また、労務単価の引上げと元請下請関係の 相談窓口設置の周知を図るポスターを全ての工事現場に掲 示しています。</p>
----------------------------------	--

(3) 入札の実施状況等について

意見・質問	回 答 等
<p>◇元請下請関係の適正化 等に係る進捗状況調査の 調査方法はどのようなも のか。</p>	<p>◇入札課が各発注機関から報告を受け、集計しています。 各発注機関は、通常の監督業務等において、現場での確認 や書類提出によって、制度の遵守状況を確認しています。</p>
<p>◇重層下請の状況はどの ように把握しているの か。</p>	<p>◇公契約大綱において、全ての工事で施工体系図と下請契 約書の写の提出を求めており、重層下請がある場合は、理 由書の提出を求めています。また、工事現場においても、 監督員による確認を行っています。</p>
<p>◇全国の平均落札率ほど の程度か。</p>	<p>◇最新の全国平均落札率は把握していませんが、90%は超 えていると思われます。近畿各府県は、従来から低い傾向 にあり、京都府も全国最低に近かった時期もありますが、 近年上昇傾向にあります。</p>
<p>◇下請を建築は3次、そ の他は2次までに制限し ているが、その根拠は何 か。</p>	<p>◇国の全国調査では、建築一式工事の9割が3次下請まで、 土木一式工事の9割が2次までで収まっており、こうした 実態を踏まえ、下請次数を制限したものです。</p>
<p>◇営業所立入検査におけ る調査項目はどのような ものか。</p>	<p>◇社会保険の加入状況や建設業法の遵守状況等、必要な調 査項目をリスト化し確認しています。</p>
<p>◇法的な面だけでなく、 経営面でのチェックも必 要ではないか。</p>	<p>◇経営面の審査は、入札参加資格に必要となる経営事項審 査において、財務諸表等により実施しています。</p>
<p>◇地元発注のメリットは地域における帰属意識の向上や、域内雇用・産業 への貢献、また、担い手確保・災害対策等があると考えられる。今後も事 業者等の声を拾い、政策に活かしていってほしい。</p>	
<p>◇くじ引き発生率の低下は、事業者が自社の利益率を考えて、最低制限価 格付近での価格設定を避けているためと考えられる。そうすると、最低制 限価格等の設定の必要性も検討し直す必要があると考えられるため、引き 続きデータを検証してほしい。</p>	
<p>◇くじ引き発生率の低下は、発注量増加の一時的増加による面もあると考 えられるので、引き続き注視が必要である。一方で、数値では拾えない部 分もあり、分析の工夫も必要になってくると考えられる。</p>	

(4) 予定価格の事後公表対象工事の拡大について

意見・質問	回 答 等

<p>◇事後公表対象工事の拡大により、府内発注への悪影響はないか。</p> <p>◇4,500万円以上としている根拠は何か。</p>	<p>◇今回の改正は、事後公表の対象工事について、従来の4,500万円以上の総合評価競争入札の一部から、受注者の技術力が期待される予定価格4,500万円以上の工事に拡大することとしたものであり、府内発注への影響はありません。</p> <p>◇予定価格事後公表案件の入札には一定の積算能力が必要となるため、当面、府の土木一式工事における発注ランクの最上級であるⅠ等級の発注標準に合わせています。</p>
<p>◇職員による価格漏えいは、人員配置を工夫するなどの人事上の対応である程度は防止可能ではないか。また、他自治体における不祥事の情報共有するなど、コンプライアンス意識を高める取組みを継続してもらいたい。</p> <p>◇以前は全て事前公表であったので、事後公表を拡大するに当たっては、京都府としてのポリシーを打ち出す必要があると考える。</p> <p>◇他府県での事後公表に関する検証結果も収集し、委員会で報告してもらいたい。</p>	

(5) 作業員等の時間拘束を伴う業務委託に係る最低制限価格の設定について

意見・質問	回答等
<p>◇保安業務等において、資格保有を全作業員に求めているのか。</p> <p>◇応札額が最低賃金の合計を下回るのは、手抜きかピンハネのどちらかであり、最低制限価格の設定は必要と考える。</p>	<p>◇業務により異なりますが、本庁庁舎内での保安業務入札では、3名中1名は資格保有を求めましたが、他の者には求めています。</p>

(6) その他

意見・質問	回答等
<p>◇コンプライアンスについては、発注者側だけでなく、受注する事業者側の対応も重要ではないか。</p> <p>◇今後は、災害対応やインフラ維持、担い手確保等、中長期を見据えた入札制度改革の方針が必要になるのではないかと。更に、入札制度に留まらず、地域経済のあり方を見据えた府全体としての公共事業のあり方まで考える必要があるのではないかと。</p>	<p>◇府の入札参加登録業者に対し、1年で200社程度、職員による立入調査を実施しています。受発注者双方の意識改革が重要であるとの認識から、事業者団体と定期的に協議を行い、団体内で周知や研修等を行ってもらっています。また、贈賄や談合等に対しては、指名停止期間を36箇月と厳しく設定しています。</p>